た部屋を確保できない場合は、市区町村サーバ、都道府県サーバ又は機構サーバ、端末機及び電気通信関係装置を厳重に固定し、専用保管庫により施錠保管すること。

オ　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、電子計算機室の常時利用する出入口を限定すること等により、侵入の防止を容易に行えるよう配慮すること。

2　障害の防止等

機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、国税連携ネットワークシステムの構成機器並びに関連設備の障害及び損傷を防止し、検知し、並びに障害及び損傷に対する対策を図るため、必要な設備を整備すること。

3　ネットワーク設備

⑴　専用回線の使用

機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ及び機構サーバを結ぶ電気通信回線について、専用回線（接続先が固定されており、所定の伝送速度が保証されている回線をいう。以下同じ。）を使用すること。

⑵　必要な伝送速度の確保

機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ及び機構サーバを結ぶ電気通信回線について、データを円滑に伝送するために必要な伝送速度を確保するとともに、伝送途上で情報の破壊、盗取、改ざん、消去等が生じないようにセキュリティ対策を講ずること。

第４　国税連携ネットワークシステムの管理

1　入退室管理

⑴　入室資格の付与

機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、重要機能室へ入室できる者を、国税連携ネットワークシステムの運用管理を適正に行うための必要最小限とすること。また、重要機能室に入室する者に鍵を貸与する際に、その者が入室する権限を有することを確認すること、入退室管理カード又は生体認証装置によって重要機能室に入退室する者が入室する権限を有することを確認すること等により、入退室の管理を適切に行うこと。

⑵　鍵又は入退室管理カードの管理

ア　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、重要機能室の出入口の鍵を所定の場所に保管し、その管理は定められた者が行うこと。

イ　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、入退室管理カードを利用している場合は、その管理方法を定めること。

⑶　搬出入物品の確認

機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、重要機能室へ物品を搬出入する際、重要機能室に入室する権限を有する職員に搬出入する物品の内容を確認させること。

⑷　事務室の管理

事務室における国税連携ネットワークシステムの構成機器、関連設備等の盗難、損壊等を防止するため、職員が不在となる時の事務室の施錠等、必要な措置を講ずること。

2　ソフトウェア開発等の管理

⑴　セキュリティを高める設計の実施

機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、国税連携ネットワークシステムの開発、作成又は変更を行う際には、国税連携ネットワークシステムのセキュリティを高めるよう配慮すること。

2　障害の防止等

機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税連携ネットワークシステムの構成機器並びに関連設備の障害及び損傷を防止し、検知し、並びに障害及び損傷に対する対策を図るため、必要な設備を整備すること。

3　ネットワーク設備

⑴　専用回線の使用

機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ及び機構サーバを結ぶ電気通信回線について、専用回線（接続先が固定されており、所定の伝送速度が保証されている回線をいう。以下同じ。）を使用すること。

⑵　必要な伝送速度の確保

機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ及び機構サーバを結ぶ電気通信回線について、データを円滑に伝送するために必要な伝送速度を確保するとともに、伝送途上で情報の破壊、盗取、改ざん、消去等が生じないようにセキュリティ対策を講ずること。

第４　国税連携ネットワークシステムの管理

1　入退室管理

⑴　入室資格の付与

機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、重要機能室へ入室できる者を、国税連携ネットワークシステムの運用管理を適正に行うための必要最小限とすること。また、重要機能室に入室する者に鍵を貸与する際に、その者が入室する権限を有することを確認すること、入退室管理カード又は生体認証装置によって重要機能室に入退室する者が入室する権限を有することを確認すること等により、入退室の管理を適切に行うこと。

⑵　鍵又は入退室管理カードの管理

ア　機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、重要機能室の出入口の鍵を所定の場所に保管し、その管理は定められた者が行うこと。

イ　機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、入退室管理カードを利用している場合は、その管理方法を定めること。

⑶　搬出入物品の確認

機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、重要機能室へ物品を搬出入する際、重要機能室に入室する権限を有する職員に搬出入する物品の内容を確認させること。

⑷　事務室の管理

事務室における国税連携ネットワークシステムの構成機器、関連設備等の盗難、損壊等を防止するため、職員が不在となる時の事務室の施錠等、必要な措置を講ずること。

2　ソフトウェア開発等の管理

⑴　セキュリティを高める設計の実施

機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税連携ネットワークシステムの開発、作成又は変更を行う際には、国税連携ネットワークシステムのセキュリティを高めるよう配慮すること。

⑵　国税連携ネットワークシステムの試験及び検査の実施

ア　機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税連携ネットワークシステムの